

別記の

念書

一 塩浜工場の解雇ノ際 解又條項の何たるを同日の事
 二 塩浜工場の解雇後他工場に就職の御用渡に絶対の條件を附せざる事
 三 三條項を承認し各等運名の上銘不極を小野田吉作氏に委任す後日異議なき
 事の趣意を控印の会書一紙呈上す
 昭和七年七月 日

運名者

東京市深川区西平井町九之八	上田 芳
東京市南葛飾郡神楽寺町一〇〇	福岡 全一
東京市南葛飾区西平井町三〇	山口 軍
千代田区一之	北島 作
品川区三〇	若松 東一
西平井町九之	

東京市深川区西平井町三〇	杉村 作
東京市東平井町一	田中 大郎
東京市東平井町九之	森田 大郎
東京市東平井町三〇	新井 芳
品川区三〇	菅野 長一
入舟町一	櫻井 富志
西平井町二六	窪田 吉
西平井町二六	小野田 吉
西平井町三〇	萩野 吉
西平井町三〇	庄本 吉
西平井町三〇	若松 吉

別記の

決議

我等ハ以て清水工場ノ爭議ハ後日委員ノ査査ノ要事ニテアルカラ後日委員ノ要事
 ノ通ハ此處後フルニテアル
 工場委員ノ要事ニテアル